

第2 シェルター基金について

原告らは、「甲11でその点を検証するとシェルター資金は2006年12月までで2万9900円であり」（原告準備書面（5））、「2006年9月17日から11月25日までのシェルター募金明記者は、1人5000円であった」（同（11））と主張するが、明らかに事実と反する。

甲11を見れば、110頁（10月6日）に3万円、37頁（10月31日）に2万円、32頁（おそらく11月7日）に5000円、30頁（11月9日）に1万円、21頁（11月28日）に10万円、20頁（同日）に5万円、19頁（11月29日）に3000円、が振り込まれていることが分かる。

したがって、上記の原告の主張はいずれも明らかに誤っている。

さらに、甲11では、広島ドッグパークに限定しない振込も多数存在する。これらも、被告の活動に賛意を表しているものとして、被告はシェルター基金として扱っている。

第3 資料の開示について

被告は、出来る限り資料開示に応じてきたし、原告代理人に資料を渡している。これは、原告の訴訟追行に必要であると考えたからである。

しかし、原告らは、被告が開示に応じた資料をネット上で公開した。現在の民事訴訟法は、当事者双方の攻撃防御のために、当事者照会や文書提出命令などの制度を採用しているが、あくまでも当事者間における資料や証拠の開示しか想定しておらず、ネット上で公開されることまで想定された規定ではないし、当然、ネット上での公開を容認した規定でもない。

現在では、ネット上での公開は停止されているが、すでに公開された分についてはネット上で流布しても被告には止める手だてはない。

しかも、原告らは、被告とは関係のない個人口座の開示も要求しているが、これらについては、本訴とは直接関係がないので、被告が任意に開示に応じるつもりはない。もし、開示が必要であるとするならば、上記のような民事